

訪問看護重要事項説明書 (介護予防)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)・「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

【1、指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について】

事業者名称	合同会社希乃実 希乃実訪問看護ステーション
代表者氏名	代表社員 中庭 真帆
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷2丁目3-2-101 ハナヤシキヒル2 電話番号:090-7799-2187
法人設立年月日	令和7年11月4日

【2、利用者に対するサービス提供を実施する事業所について】

(1)事業所の所在地等

事業所名称	合同会社希乃実 希乃実訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2863190472
事業所所在地	兵庫県川西市南花屋敷2丁目3-2-101 ハナヤシキヒル2
連絡先 相談担当者名	電話:090-7799-2187 ファックス番号: 相談担当者:(管理者)中庭 真帆
事業所の通常の 事業の実施地域	川西市・池田市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・豊中市(その他地域も相談可)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	希乃実訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	① 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、医師の指示および利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が営むことが出来るよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 ② 関係市区町村、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス機関又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日 ただし祝日、12月30日～1月3日までは休業となります。
営業時間	月曜日～金曜日の、午前9時～午後17時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜日 ただし祝日、12月30日～1月3日までは休業となります。
サービス提供時間	月曜日～金曜日の、午前9時～午後17時

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 中庭 真帆
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

<p>看護職員のうち 主として計画作成 等に従事する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 5. 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。 6. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	<p>常 勤 2 名</p>
<p>看護職員 (看護師・ 准看護師)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 3 介護予防訪問看護の提供に当たっては、適切な技術を持って行います。 	<p>常 勤 2 名 非常勤 1 名</p>
<p>理学療法士 等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 	<p>常 勤 名 非常勤 名</p>
<p>事務職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います 	<p>常 勤 名 非常勤 1 名</p>

【3 提供するサービス内容及び費用について】

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示、並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
介護予防訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示に基づく医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

・利用料として介護保険法第41条に規定する介護予防サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

・利用者は、訪問看護ステーションに規定料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

※指定介護予防訪問看護ステーションの場合

サービス提供時間帯		基本単位	利用料	利用者負担※2		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満						
昼間(8～18時)	看護師	303	3,369円	337円	674円	1,011円
	准看護師	273	3,035円	304円	607円	911円
早朝(6～8時) 夜間(18～22時:25%加算)	看護師	379	4,214円	422円	843円	1,265円
	准看護師	341	3,791円	380円	759円	1,138円
深夜(22～6時: 50%加算)	看護師	455	5,059円	506円	1,012円	1,518円
	准看護師	410	4,559円	456円	912円	1,368円
30分未満						
昼間(8～18時)	看護師	451	5,015円	502円	1,003円	1,505円
	准看護師	406	4,514円	452円	903円	1,355円
早朝(6～8時) 夜間(18～22時:25%加算)	看護師	564	6,271円	628円	1,255円	1,882円
	准看護師	508	5,648円	565円	1,130円	1,695円
深夜(22～6時: 50%加算)	看護師	677	7,528円	753円	1,506円	2,259円
	准看護師	609	6,772円	678円	1,355円	2,032円
30分以上1時間未満						
昼間(8～18時)	看護師	794	8,829円	883円	1,766円	2,649円
	准看護師	715	7,950円	795円	1,590円	2,385円
早朝(6～8時) 夜間(18～22時:25%加算)	看護師	993	11,042円	1,105円	2,209円	3,313円
	准看護師	894	9,941円	995円	1,989円	2,983円
深夜(22～6時: 50%加算)	看護師	1,191	13,243円	1,325円	2,649円	3,973円
	准看護師	1,073	11,931円	1,194円	2,387円	3,580円
1時間以上1時間30分未満						
昼間(8～18時)	看護師	1,090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円
	准看護師	981	10,908円	1,091円	2,182円	3,273円
早朝(6～8時) 夜間(18～22時:25%加算)	看護師	1,363	15,156円	1,516円	3,032円	4,547円
	准看護師	1,226	13,633円	1,364円	2,727円	4,090円
深夜(22～6時: 50%加算)	看護師	1,635	18,181円	1,819円	3,637円	5,455円
	准看護師	1,472	16,368円	1,637円	3,274円	4,911円

※理学療法士等による訪問の場合

サービス提供時間帯	基本単位	利用料	利用者負担※2		
			1割負担	2割負担	3割負担
1回(20分)					
昼間(8~18時)	284	3,158円	316円	632円	948円
早朝(6~8時)	355	3,947円	395円	790円	1,185円
夜間(18~22時:25%加算)					
深夜(22~6時:50%加算)	426	4,737円	474円	948円	1,422円
2回(20分×2)					
昼間(8~18時)	426	4,737円	474円	948円	1,422円
早朝(6~8時)	534	5,938円	594円	1,188円	1,782円
夜間(18~22時:25%加算)					
深夜(22~6時:50%加算)	639	7,105円	711円	1,421円	2,132円
3回(20分×3)					
昼間(8~18時)	568	6,316円	632円	1,264円	1,895円
早朝(6~8時)	710	7,895円	790円	1,579円	2,369円
夜間(18~22時:25%加算)					
深夜(22~6時:50%加算)	852	9,474円	948円	1,895円	2,843円

※指定介護予防訪問看護ステーションの場合(加算)(減算)

加算	基本単位	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)1	600単位	6,672円	1割:668円 2割:1,335円 3割:2,002円	1か月に 1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)1	574単位	6,382円	1割:639円 2割:1,277円 3割:1,915円	1か月に 1回
訪問看護特別管理加算(Ⅰ)	500単位	5,560円	1割:556円 2割:1,112円 3割:1,668円	1か月に 1回
訪問看護特別管理加算(Ⅱ)	250単位	2,780円	1割:278円 2割:556円 3割:834円	1か月に 1回
専門管理加算(イ)	250単位	2,780円	1割:278円 2割:556円 3割:834円	1か月に 1回
訪問看護初回加算Ⅰ	350単位	3,892円	1割:390円 2割:779円 3割:1,168円	初回のみ、 1回につき
訪問看護初回加算Ⅱ	300単位	3,336円	1割:334円 2割:668円 3割:1,001円	初回のみ、 1回につき
退院時共同指導加算	600単位	6,672円	1割:668円 2割:1,335円 3割:2,002円	1回あたり

看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,780 円	1 割:278 円 2 割:556 円 3 割:834 円	1 か月に 1 回
複数名訪問加算(Ⅰ)※30 分未満	254 単位	2,824 円	1 割:283 円 2 割:565 円 3 割:848 円	1 回あたり 30 分未満
複数名訪問加算(Ⅰ)※30 分以上	402 単位	4,470 円	1 割:447 円 2 割:894 円 3 割:1,341 円	1 回あたり 30 分以上
複数名訪問加算(Ⅱ)※30 分未満	201 単位	2,235 円	1 割:224 円 2 割:447 円 3 割:671 円	1 回あたり 30 分未満
複数名訪問加算(Ⅱ)※30 分以上	317 単位	3,525 円	1 割:353 円 2 割:705 円 3 割:1,058 円	1 回あたり 30 分以上
長時間訪問看護加算	300 単位	3,336 円	1 割:334 円 2 割:668 円 3 割:1,001 円	1 回あたり
看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位	6,116 円	1 割:612 円 2 割:1,224 円 3 割:1,835 円	1 か月に 1 回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位	2,224 円	1 割:223 円 2 割:445 円 3 割:668 円	1 か月に 1 回
口腔連携強化加算	50 単位	556 円	1 割:56 円 2 割:112 円 3 割:167 円	1 か月に 1 回
(一)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	6 単位	66 円	1 割:7 円 2 割:14 円 3 割:20 円	1 回あたり
(二)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3 単位	33 円	1 割:4 円 2 割:7 円 3 割:10 円	1 回あたり

特別地域訪問看護加算	15%加算	
中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算	
訪問看護同一建物減算	同一敷地内建物等の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	15%減算
	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	10%減算

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※1, 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は、隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は、当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は、隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が、1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

※ 2, サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うと共に、介護予防訪問看護計画の見直しを行います。

※3, 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※4, 特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次の通りです。

①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

④真皮を超える褥瘡の状態にある者

⑤点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※5, 理学療法士等による介護予防訪問看護は、当介護予防訪問看護事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。また、前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

※6, 初回加算Ⅰは、新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院した日に初回の指定介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。初回加算Ⅱは、新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院した翌日以降に初回の指定介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※7, 退院時共同指導加算は、入院若しくは入所中の者が、退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と連携し、在宅生活における療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※8, 複数名訪問看護加算(Ⅰ)は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に介護予防訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

複数名訪問看護加算(Ⅱ)は、看護師と看護補助者(訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。)と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

※9, 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※10, 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかを加算します。

※11, サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかを算定します。

※12, 主治医(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※13, 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】

上記に携わる利用料は、利用者が全額を一旦お支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

【4, その他の費用について】

- ① 交通費の有無: 通常の事業実施地域(川西市・池田市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・豊中市)以外の地域は、片道5km毎に 100 円
- ② キャンセル料: キャンセル料はいただきません。

※保険給付の請求の為の証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、交付致しますので、お申し出下さい。

【5, 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について】

<p>① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等</p>	<p>① 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>① <u>請求月の25日までにお支払い下さい。</u> (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>② お支払いの確認をしたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、支払い期日から60日以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

【6、担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について】

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	中庭 真帆
	イ 連絡先電話番号	(090)-7799-2187
	同ファックス番号	
	ウ 受付日及び受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

【7、サービスの提供にあたって】

- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ・利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示、並びに、利用者の心身の状況、また、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ・サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ・看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

【8 契約解除について】

次にあげる事由が発生した場合は、事業者はこの契約を解除出来るものとします。

利用者又はその身元引受人ないしそのご家族、その他関係者(以下、「利用者やその家族等」という。)による、以下のようなハラスメント行為が確認され、その行為を辞めるよう注意しても、聞き入れることなく同様の行為を続け、事業所の運営に支障を来し、職員に精神的苦痛を与え、就業環境が害された場合、事業者はこの契約を解除できるものとします。

- ① 利用者やその家族等からの、暴力・暴言・脅迫・威嚇・大声・セクシャルハラスメント
- ② 利用者やその家族等からの、過剰な不合理・一方的な要求。優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、
- ③ 利用者やその家族等からの、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束。悪質・不当・長時間の拘束・不必要な長電話・迷惑電話。
- ④ 利用者やその家族等からの、名誉棄損・誹謗中傷・いじめ・いやがらせ・差別・見返り・金品の要求等。
- ⑤ パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの、全てのハラスメント行為。
- ⑥ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

【9. 虐待の防止について】

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中庭 真帆
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

【10, 身体拘束について】

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

【11. 秘密の保持と個人情報の保護について】

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------------	--

<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
---------------------	---

【12、 緊急時の対応方法について】

(1)サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【緊急連絡先】 (家族等)</p>	<p>氏 名： 続柄： 住 所： 電 話 番 号： 携 帯 電 話：</p>
<p>【主治医】</p>	<p>所属医療機関名称： 利用者の主治医： 所在地： 電話番号：</p>

(2)緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合
緊急時の連絡先について

1)営業時間内:9:00~17:00(※月曜日~金曜日)

TEL:090-7799-2187

2)営業時間外:17:00~翌朝 9:00 (※土日祝含む)

※ 時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。

(基本的に事前に同意書にて申し込みが必要です。事前同意書が無い場合の対応致していません。)

【13, 事故発生時の対応方法について】

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合

- ① 利用者および家族に速やかに連絡を行い、関係市区町村、利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。
- ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	賠償責任保険

【14, 身分証携行義務】

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【15, 心身の状況の把握】

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

【16, 居宅介護支援事業者等との連携】

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

【17, サービス提供の記録】

- ① 主治医に、「訪問看護(予防)計画書」・「訪問看護(予防)報告書」等を作成し提出します。
- ② サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。
- ③ 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- ④ 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ⑤ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ⑥ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

【18, 業務継続計画の策定等について】

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【19, 衛生管理等】

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

【20, 指定訪問看護サービス内容について】

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名: _____

(連絡先: 希乃実訪問看護ステーション 090-7799-2187)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用有無	利用料	利用者 負担額
月			有・無	円	円
火			有・無	円	円
水			有・無	円	円
木			有・無	円	円
金			有・無	円	円
土			有・無	円	円
日			有・無	円	円
1週当たりの利用料、利用者負担額(見積り)合計額				円	

- ① 交通費の有無: 通常の事業実施地域(川西市・池田市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・豊中市)以外の地域は、片道5km毎に 100 円
- ② キャンセル料: キャンセル料はいただきません。

(1) 1か月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払額の目安	円
---------	---

【21, 苦情処理の体制及び手順】

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- ② 相談担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、時下の対応を決定します。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡致します。)

【22, サービス提供に関する相談・苦情についての窓口】

【事業者の窓口】	所在地：兵庫県川西市南花屋敷2丁目3-2-101 ハナヤシキビル2 電話番号：090-7799-2187 受付時間：午前9時～17時(月曜～金曜日) (時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡いたします。)
【市町村(保険者)の窓口】	所在地：川西市介護保険課 電話番号：072-740-1149 受付時間：9時～17時(平日のみ)
【公的団体の窓口】	所在地：兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険サービス苦情相談窓口 電話番号：078-332-5617 受付時間：8時45分～17時15分(平日のみ)

【23, 重要事項説明の年月日】

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年3月 14日厚生労働省令第 35 号)・「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒666-0026 兵庫県川西市 南花屋敷 2 丁目 3-2-101 ハナヤシキビル 2	
	法人名	合同会社希乃実	
	代表者名	中庭 真帆	印
	事業所名	希乃実訪問看護ステーション	
	説明者氏名		印

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
	氏名		印